

豊田市校区交通安全推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、校区交通安全推進事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、校区交通安全推進事業に要する費用の一部を補助することにより、地域の交通安全意識の向上及び交通事故の削減を図り、安全で、安心して暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 小学校の校区を活動区域とし、原則として当該区域内の全世帯が会員として参加していること。
- (2) 活動区域において交通安全の推進を目的とした事業を行っていること。
- (3) 豊田市交通安全市民会議に加盟していること。
- (4) 会則が整備され、組織の構成が明確になっていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助事業者としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員になっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる団体

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が事業計画に基づいて行う交通安全推進活動とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、活動区域の住民と共働して行う交通安全推進活動に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は20万円を限度とする。

3 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者（以下「交付申請者」という。）は、校区交通安全推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

- (3) 会則、役員名簿（氏名、役職名、住所及び生年月日が記載されたもの）及び団体の全体予算が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、校区交通安全推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知しなければならない。

- 2 補助金の交付の決定をする場合において、市長は補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。
（計画変更）

第9条 交付申請者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に校区交通安全推進事業補助金計画変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条第1項の規定による決定を変更することができる。
- 3 第8条第2項の規定は、前項の決定の変更について準用する。
（変更決定通知）

第10条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、校区交通安全推進事業補助金変更決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付申請者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、校区交通安全推進事業補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収証又はその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
（額の確定及び交付）

第12条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、校区交通安全推進事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付申請者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

- 2 交付申請者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了等の前に補助金の全部又は一部を概算払又は前金払することができる。
（備品等の管理）

第13条 補助事業者は、当該補助事業が完了した後も、補助事業により取得した備品等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に活用しなければならない。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(6) その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費

経費	費目	主な対象経費
活動用経費	消耗品費	交通指導用品等の購入費
	役務費	傷害保険料
啓発教育用経費	報償費	交通安全教室等の講師謝礼
	消耗品費	啓発物品
	印刷製本費	交通安全啓発用チラシ等の作成費
	役務費	賞状筆耕料、振込手数料等
	使用料及び賃借料	施設、物品等の使用料
	備品購入費	交通安全を目的とする教育資材の購入費

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（申請者）所在地 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

年度 校区交通安全推進事業補助金交付申請書

年度において校区交通安全推進事業を実施したいので、豊田市校区交通安全推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額	金 円
補助事業の目的	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 会則、役員名簿（氏名、役職名、住所及び生年月日が記載されたもの）及び団体の全体予算が分かる書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長

印

年度 校区交通安全推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度 校区交通安全推進事業補助金につきまして、豊田市校区交通安全推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

補助金の額	金 円
補助金交付の条件	・ 補助事業に係る帳簿その他の書類を整理し、補助金の使途を明らかにしておくこと。

年 月 日

豊田市長 様

(申請者) 所在地 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

年度 校区交通安全推進事業補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で交付決定通知のありました 年度 校区交通安全推進事業につきまして、次のとおり計画を変更したいので、豊田市校区交通安全推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により承認されたく申請します。

補助金交付 申請額	変更前	金	円
	変更後	金	円
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更の理由			

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長

印

年度 校区交通安全推進事業補助金変更決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知しました 年度
校区交通安全推進事業に対する補助金の交付決定につきまして、豊田市校区
交通安全推進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により次のとおり変更
しましたので、同要綱第10条の規定により通知します。

補助金の額	変更前	金	円
	変更後	金	円
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更の条件			

年 月 日

豊田市長 様

(報告者) 所在地 _____
団体名 _____
代表者氏名 _____

年度 校区交通安全推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で補助金の交付決定を受け
ました 年度 校区交通安全推進事業を完了（廃止 中止）しま
したので、豊田市校区交通安全推進事業補助金交付要綱第11条の規定によ
り、次のとおり報告します。

補助事業を完了等した日	年 月 日
補助事業の実績及び効果	
廃止又は中止の理由	

記入上の注意 のところは、該当するものにレ印を付してください。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 領収証又はその写し
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第12条関係）

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長

印

年度 校区交通安全推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度 校区交通安全推進事業補助金につきまして、豊田市校区交通安全推進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

補助金の確定額（A）	金	円
概算払又は前金払した額（B）	金	円
精算額（A - B）	金	円

注意 概算払又は前金払した額が補助金の確定額を超えた場合（精算額がマイナスになった場合）は、当該超えた部分の補助金を返還していただきます。